

⚠ 府税の納税証明書について ⚠

- ⚠ 府税の納税証明書は事業申込書の添付書類として必須です。免税事業者（社会福祉法人等）であっても府税の滞納がないことの証明として提出していただく必要があります。
- ⚠ 市税の納税証明書や課税証明書では府税を納めていることの証明にはなりません。申請される方は、もれなく府税納税証明書の提出をお願いします。
- ⚠ 証明書の添付は原本の写しでも問題ありませんが、発行日が提出日の3カ月以内のものに限ります。